

# 県立福祉施設の将来方向

平成18年3月

佐賀県健康福祉本部

# 県の福祉施策の見直しと再構築

## 福祉の流れ・ニーズの変化

- 保護の視点から自立支援へ
- 措置から選択(契約制度)へ
- 施設福祉から地域福祉へ
- 利用者負担の導入(サービス費用負担の適正化)
- 権限は県から住民に身近な市町村へ
- 多様な福祉サービスの担い手の参入

## 県の福祉施策の見直しと再構築

時代にあった県民福祉の充実・向上

# 県立福祉施設見直しの考え方

＜利用者にとって、より良いサービスが受けられるために＞

## ＜基本理念＞

- 障害児者の地域での生活を促進するため、**地域移行を支援**する。
- すべての要支援者が各ライフステージにおいて安心して生活できるための**セーフティネットを確保・提供**する。

生涯を通じた安心生活のための福祉サービスのメニュー・定員の確保・提供

自立生活能力習得、就労移行訓練、早期療育支援等

## 県立施設と民間施設の役割分担の見直し

県立が適しているもの

再編強化

民間が適しているもの

民間移譲

役割を終えたもの

廃止

## ＜基本理念が目指す社会＞

- すべての障害児者、要支援者が個人として尊重される
- できるだけ住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる
- 各ライフステージにおいて必要な支援を効果的に受けられる

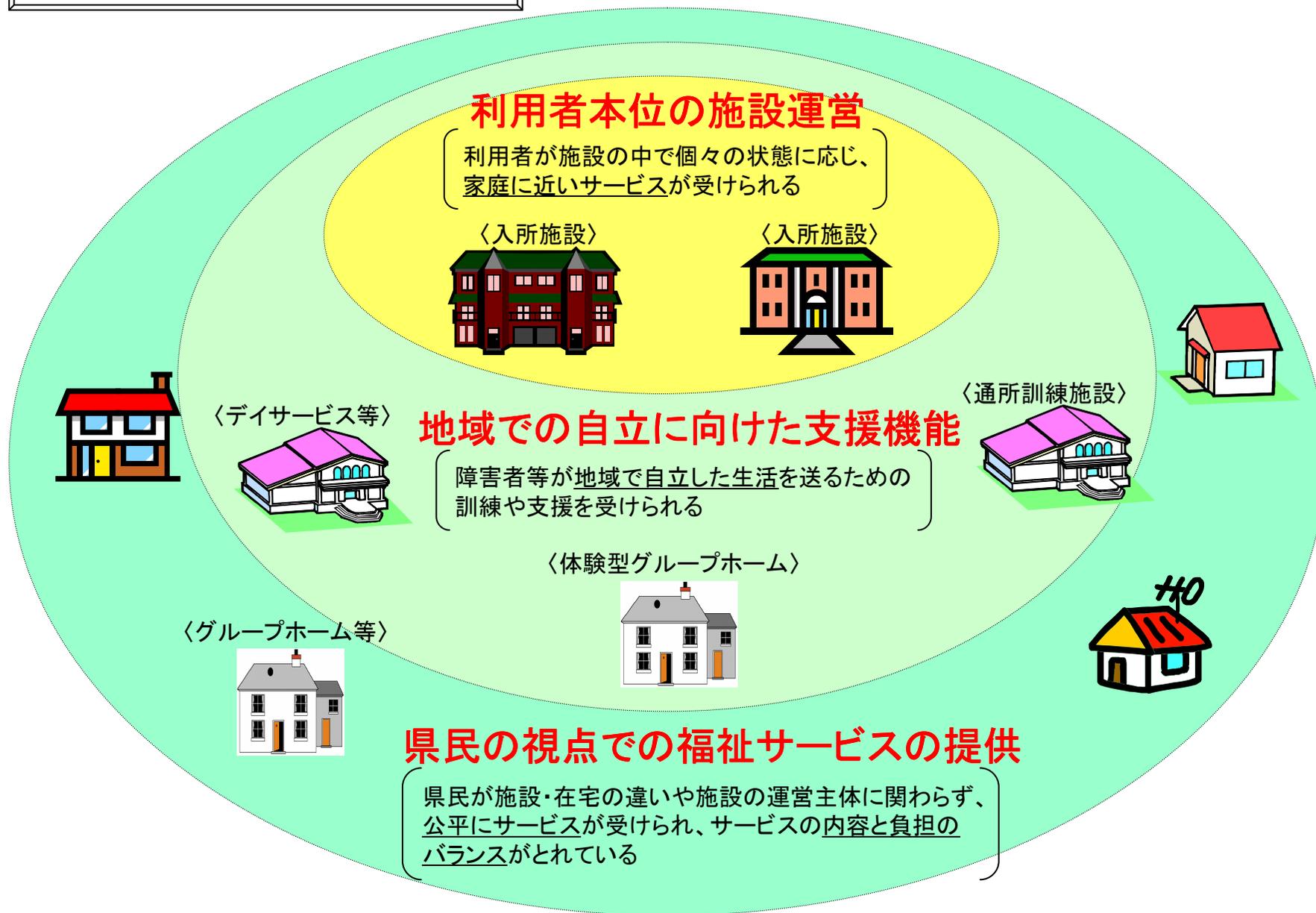
## 地域移行の支援

- 施設に入所されている方
  - 自立生活能力の習得や就労移行訓練等により、地域で生活できるように支援。
- 将来施設への入所が想定される障害児
  - 早期の療育支援等により、施設入所を回避し、学校卒業後も地域生活を可能にするための取り組みを推進。

## セーフティネットの確保

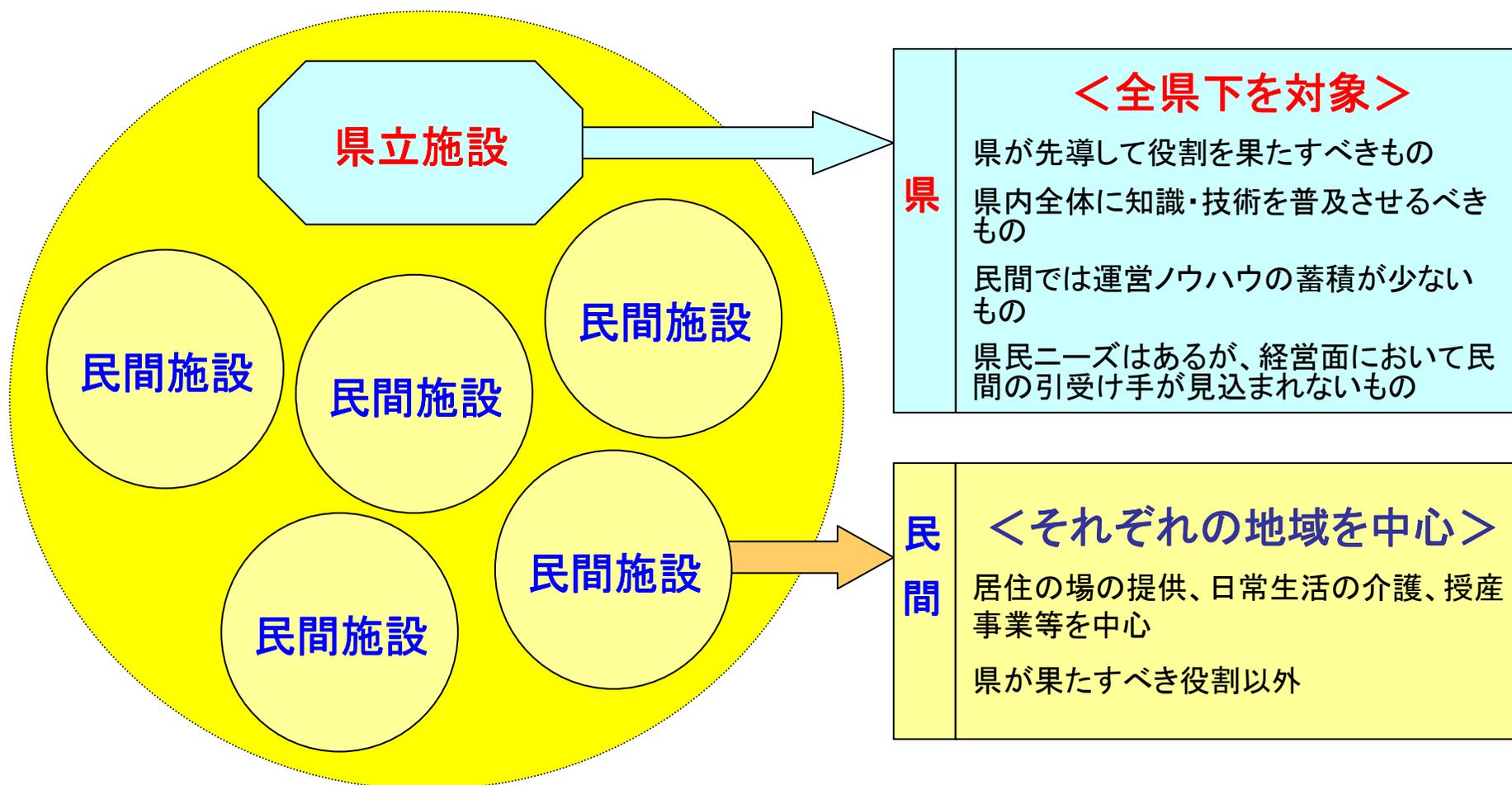
- ライフステージの各段階では、必要となるサービスが変化
  - 一生涯を通じて安心して生活できる福祉サービスのメニュー・定員を確保・提供
    - ・ 地域移行のための支援を必要とするとき
    - ・ 入所施設サービスが必要なとき
    - ・ 保護が必要なとき
    - ・ 地域生活を継続していくうえで、福祉サービスを必要とするとき
- 障害施設入所者は、一方通行型の地域移行には不安
  - セーフティネットの提供が確保されていることにより安心した地域移行

# 目指す社会のイメージ



# 県立と民間の役割分担の見直し

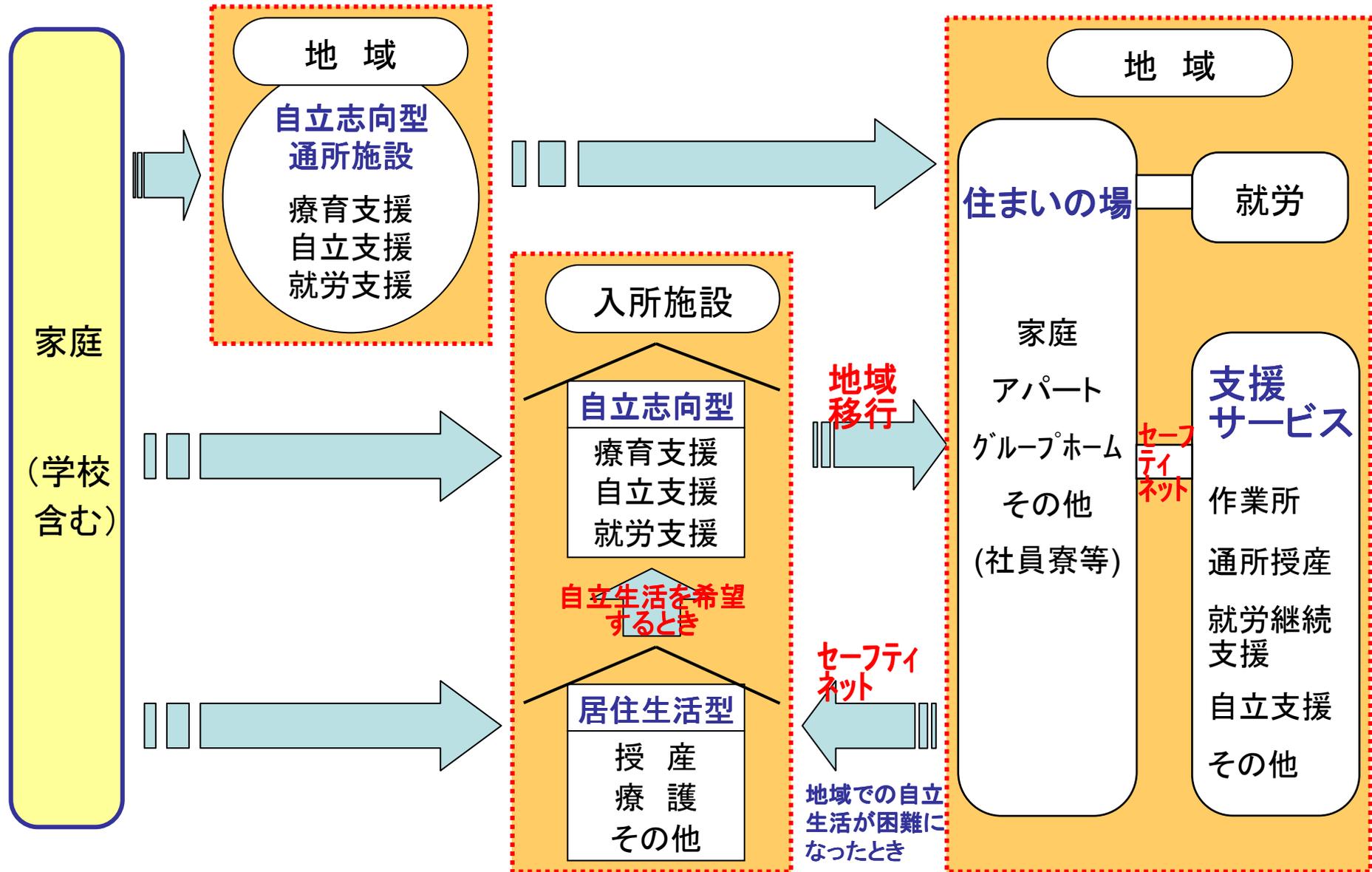
## 民間施設の充実を踏まえて



# 各ステージにおいて必要な福祉サービスと提供主体

ステージ	対象者	必要なサービス	提供主体
地域での自立生活能力等の習得を希望するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的障害児、者</li> <li>身体障害者 (身体障害児療育は民間で実施中)</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"><b>地域移行支援</b></div> 療育支援 自立生活支援 就労移行支援	<b>県</b>  再編強化 継続運営
地域での生活が困難なとき、保護が必要なとき 地域においても常時福祉サービスが必要なとき 地域での自立のための居住の場が必要なとき 施設に入所して長期的に自立を目指すとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>養護児童</li> <li>要保護婦人</li> <li>DV被害女性</li> <li>要救護者</li> <li>知的障害者</li> <li>身体障害者</li> <li>高齢者</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"><b>セーフティネットの確保・提供</b></div> 児童養護 婦人保護・DV支援 居住支援 生活支援 自立支援 就労支援(継続)	<b>民間</b>  民間移譲 廃止

# 障害者への福祉サービスイメージ



# 施設ごとの将来方向

## 検討項目

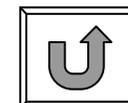
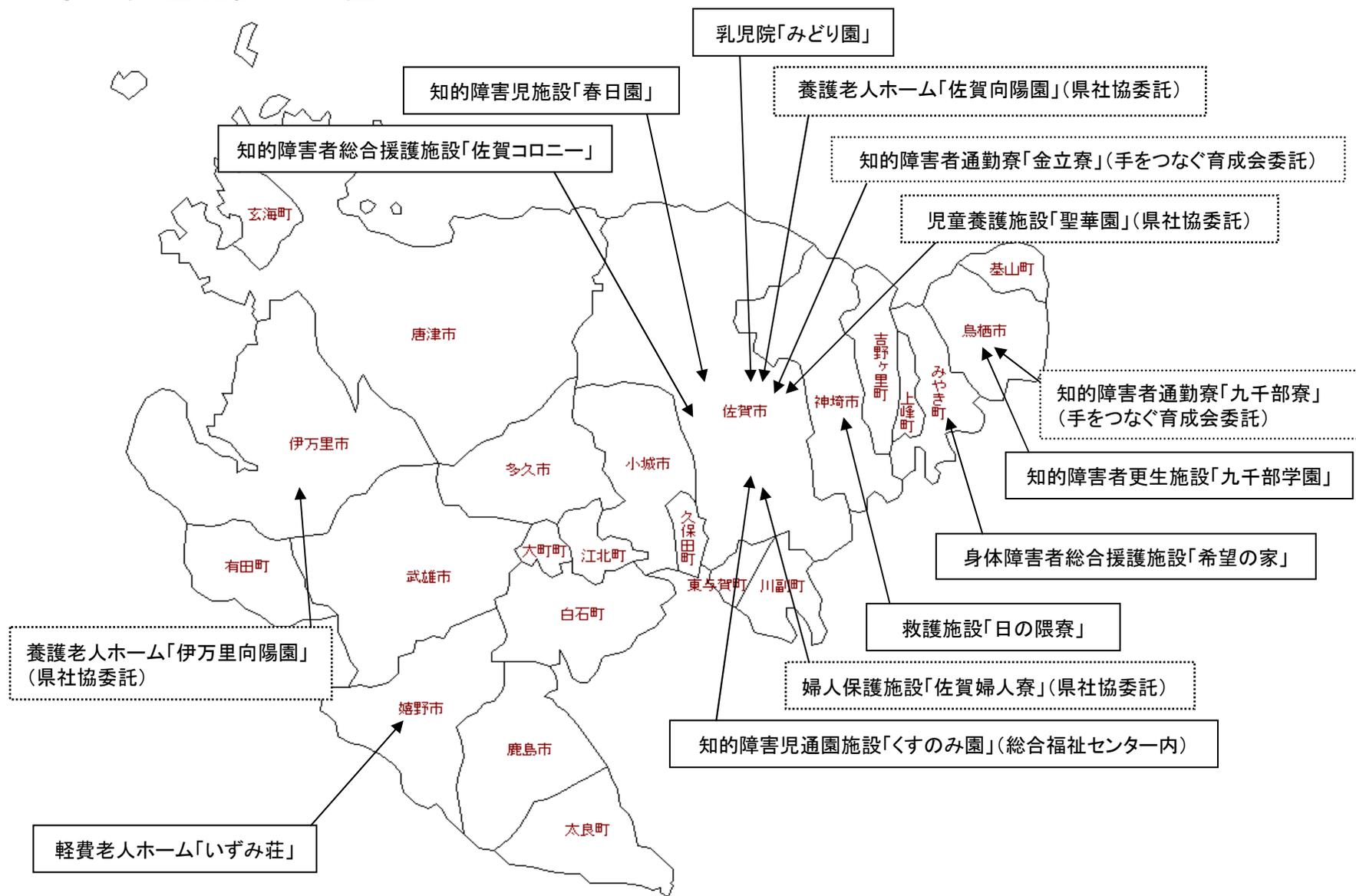
- ① **施設存続の必要性**  
(施設としての役割は県内にまだ必要か、県内配置バランスも考慮)
- ② **存続の場合の適正規模**  
(施設として必要な定員規模はどの程度か)
- ③ **民間運営の代替性**  
(民間で同程度以上のサービスを利用できるか)
- ④ **民間受け皿の可能性**  
(民間での受け皿はあるのか)
- ⑤ **現状において民間では困難かつ県として実施すべき機能**
- ⑥ **実施に当たっての配慮事項及び問題点**  
(利用者への対応、現建物・敷地の問題、民間移行の時期  
規模縮小の場合の対応、その他施設特有の個別配慮事項)



県立福祉施設  
の位置図



# 県立福祉施設の位置図



# 将来方向(経営主体別一覧)

## 【県立県営施設】



(対象者別)

施設名	施設種別	今後の方向性	
日の隈寮	救護施設	民間移譲	・ 平成20年4月を目途に民間移譲
いずみ荘	軽費老人ホーム	廃止	・ 平成21年3月を目途に廃止
みどり園	乳児院	民間移譲 (運営形態等 検討後)	・ 民間移譲を前提として、運営形態(単独・併設等)等について検討し、平成21年3月までに結論
佐賀コロ ニー	知的障害者総 合援護施設	民間移譲 (地域移行・ 規模縮小後)	・ 県内の入所定員200名分の地域生活移行を推進 ・ 平成28年4月を目途に定員120名程度に縮小後、民間移譲
希望の家	身体障害者総 合援護施設	民間移譲 (一部再編強化)	・ 授産・療護：平成23年4月を目途に民間移譲 ・ 更生：身体障害者の地域生活移行のための自立生活・就労支援拠点(県営)に再編強化
九千部学 園	知的障害者更 生施設	継続運営	・ 知的障害者の就労移行支援施設(県営)として継続運営
春日園	知的障害児施 設	再編強化	・ 平成21年4月を目途に両施設を統合し、療育指導者を育成する療育指導技術普及機関(県営)に再編強化 ・ 入所・通所機能は規模縮小し継続運営
くすのみ 園	知的障害児通 園施設		

## 【県立委託施設】

施設名	施設種別	今後の方向性	
佐賀向陽園	養護老人ホーム	民間移譲	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年4月を目途に民間移譲</li> <li>民間移譲までは現受託法人を指定管理者に指定</li> </ul>
伊万里向陽園			
聖華園	児童養護施設	民間移譲 (運営形態等検討後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>みどり園の運営形態等の検討後、平成23年4月を目途に民間移譲</li> <li>民間移譲までは現受託法人を指定管理者に指定</li> </ul>
佐賀婦人寮	婦人保護施設	民間移譲 (運営条件等検討後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間運営の条件整備等(引受意向確認、施設整備等)を検討後、平成23年4月を目途に民間移譲</li> <li>民間移譲までは現受託法人を指定管理者に指定</li> </ul>
九千部寮	知的障害者 通勤寮	民間移譲 (後継施設類型検討後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者自立支援法での後継施設類型を検討し、平成21年4月を目途に民間移譲</li> <li>民間移譲までは現受託法人を指定管理者に指定</li> </ul>
金立寮			



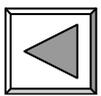
# 将来方向

## (対象者別)

<b>【高齢者】</b> いずみ荘 佐賀向陽園 伊万里向陽園	廃止 民間移譲 民間移譲
<b>【障害者】</b> 佐賀コロニー 希望の家 九千部学園 日の隈寮 九千部寮 金立寮	民間移譲・地域移行 民間移譲・再編強化 継続運営 民間移譲 民間移譲 民間移譲
<b>【障害児】</b> 春日園 くすのみ園	再編強化 再編強化
<b>【児童】</b> みどり園 聖華園	民間移譲 民間移譲
<b>【女性】</b> 佐賀婦人寮	民間移譲

## (方向性別)

<b>【再編強化】</b> 春日園・くすのみ園 希望の家(更生部門)	療育支援 リハビリ機能 就労支援
<b>【継続運営】</b> 九千部学園	就労支援
<b>【地域生活移行】</b> 佐賀コロニー	
<b>【民間移譲】</b> 日の隈寮 佐賀向陽園 伊万里向陽園 佐賀コロニー(再掲) 希望の家(授産・療護) みどり園 聖華園 佐賀婦人寮	
<b>【廃止】</b> いずみ荘	



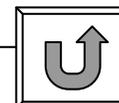
# 施設ごとの検討

## (1) 日の隈寮(救護施設)

### ○ 平成20年4月を目途に民間移譲

※現地での施設整備を基本として検討

- 
- ①<施設> 救護施設は県内に今後も必要<精神障害者、ホームレス、生活障害者の増加傾向>  
地域バランス上、県東部地区での施設設置が望ましい<県内2施設、生活保護世帯分布状況>
  - ②<規模> 民間(定員100)と合わせ現状の定員規模(170名)を維持<精神障害者等増加と自立支援との関係>
  - ③<代替性> 民間でも十分受けられるサービス内容<職員配置、サービスレベル等>
  - ④<受け皿> 民間救護施設(県中部地区)や民間障害者施設等からの引受希望あり
  - ⑤<県機能> 県でなければ実施できない機能等はない<全国的に民間施設がほとんど>
  - ⑥<配慮事項等>
    - ・ 施設が老朽化(S38建築) → 早急な居住環境改善(改築)が必要
    - ・ 利用者が利用しやすく、施設管理者がサービス提供しやすい効果的・効率的な施設整備が望ましい
    - ・ 利用者・保護者意向、地元の理解 → 現地での改築が望ましい  
<土地確保の問題、2階建て建築の可能性の検討>



## (2)いずみ荘(軽費老人ホーム)

### ○ 平成21年3月を目途に廃止

※新規入居停止、現入居者の新たな居住場所の確保

#### ①〈施設〉 軽費老人ホームでは存続不可

〈先導的役割の終了、民間ケアハウスの増加、入居ニーズ減少、国の方針(ケアハウスに統一方向)〉

#### ②〈規模〉 ー

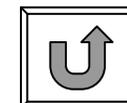
#### ③〈代替性〉 民間ケアハウスは介護保険サービスにも対応

#### ④〈受け皿〉 老人福祉施設の増加<H16末で89施設>、うち民間施設の増加<H16末で76施設>

#### ⑤〈県機能〉 県でなければ実施できない機能等はない<民間老人福祉施設の増加>

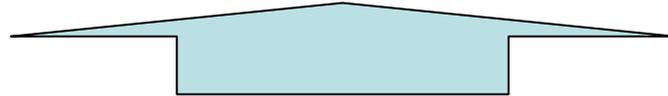
#### ⑥〈配慮事項等〉

- ・ 施設が老朽化(S38建築) → 建て替え等を検討すべき時期
- ・ 建て替えると利用料金は民間並に<月額46,700円→60,210円以上>
- ・ 建て替え時は介護保険法に基づくケアハウス化が必要 ⇒ 軽費老人ホームは存続不可
- ・ 現入居者の新たな居住場所の確保に期間が必要
- ・ 廃止までの間のサービス維持のための職員配置が必要

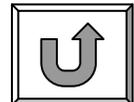


### (3) みどり園(乳児院)

○ 民間移譲を前提として、運営形態(単独又は併設等)や老朽化による建て替え・用地等について検討し、平成21年3月までに結論



- ①<施設> 県内唯一の施設であり今後も必要<虐待等児童を取り巻く環境、代替施設なし>
- ②<規模> 乳児院機能としては現行の定員規模が必要<少子化と虐待等増加傾向との関係>  
ただし、今後検討が必要<年齢要件緩和、入所ニーズの動向>
- ③<代替性> 専門職員の配置により民間でも十分受けられるサービス<全国的に民間運営がほとんど>
- ④<受け皿> 民間の引受の可能性は不確実<県内唯一の施設、経営面の課題>  
単独運営には経営面が課題<専門職員配置、児童相談所からの措置入所、一定年齢で退所>  
※全国的には他の福祉施設との複合経営が多数  
児童養護施設での乳児受入も選択肢の一つ<年齢要件緩和、規模縮小>  
聖華園との一括移譲も選択肢の一つ<年齢要件緩和、複合経営>
- ⑤<県機能> 県でなければ実施できない機能等はない<全国的に民間運営がほとんど>
- ⑥<配慮事項等>
  - ・ 施設が老朽化、敷地も狭隘 → 移転改築を検討すべき時期<施設整備、設置場所等の検討>



## (4) 佐賀コロニー(知的障害者総合援護施設)

- 県内の入所定員200名分の地域生活移行を推進 → 県内入所定員の減  
※ 5年で100名を目標とし、取組の成果を検証
- 平成28年4月を目途に定員120名程度に縮小後、民間移譲

①<施設> 当面、入所型施設の役割は必要<地域での生活が困難な方、地域の受け皿の状況 等>

②<規模> 定員は120名程度の規模へ(県内の200名程度を地域生活へ移行)

<障害者プランのニーズ調査、H16利用者アンケート、地域移行の取組をコロニーで積極的に実施>

地域での暮らし希望42.7%

地域での暮らし希望15%、どちらとも言えない20%、計35%

県内入所定員1,200名  
 $1,200 * 35% * 1/2 = 210$ 名  
(※ $1,200 * 15% = 180$ 名)

③<代替性> 民間でも十分受けられるサービス内容

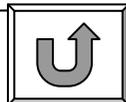
<職員配置、サービスレベル、全国的に民間運営がほとんど>

④<受け皿> 民間障害者施設からの引受意向あり<民間アンケート調査>

⑤<県機能> 県でなければ実施できない機能等はない<先導的役割の終了、全国的にも民間がほとんど>

⑥<配慮事項等>

- ・ 障害者自立支援法における新施設体系への対応が必要
- ・ 授産工賃が民間に比べ極めて低い → 民間活力の導入検討
- ・ 地域での受け皿の確保、県内知的障害者の地域生活移行の体制づくり  
→ コロニー、保健福祉事務所など関係機関が協力して実施
- ・ 施設の老朽化、広大な敷地 → 居住環境改善、敷地活用策の検討が必要



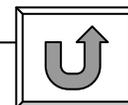
## (5) 希望の家(身体障害者総合援護施設)

- 授産・療護 : 居住支援(住まいの場)を主とした施設 ⇒ 平成23年4月を目途に民間移譲
- 更生部門 : 身体障害者の地域生活移行のための自立生活・就労支援の拠点(県営)に再編強化 <リハビリ機能強化、自立訓練、就労移行支援>

※通所を基本として居住支援施設(定員20~30名)を併設(通所困難者の自立訓練の機会を確保)

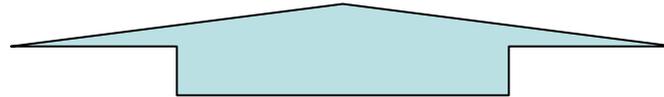
- ①<施設> 当面、入所型施設の役割は必要<地域での生活が困難な方、地域の受け皿の状況 等>
- ②<規模> 授産・療護は現行規模を維持、入所更生は利用者に応じた規模へ(20~30名)  
<重複障害が多く地域生活移行は望みにくい、自立訓練施設は通所が原則、遠隔地の通所困難者への配慮>
- ③<代替性> 授産・療護は民間でも十分受けられるサービス内容  
<職員配置、サービスレベル、全国的に民間がほとんど>  
更生は専門職員(理学療法士等)の配置が必要 → 民間経営は困難  
<全国で肢体不自由者更生は公立がほとんど、県内に民間施設なし>
- ④<受け皿> 民間障害者施設からの引受意向あり<民間アンケート調査>、更生部門運営は不確実
- ⑤<県機能> 授産・療護 : 県でなければ実施できない機能等はない  
<先導的役割の終了、授産・療護は全国では民間がほとんど>  
更生 : 県内のリハビリ機能が弱い、身体障害による日常生活・就労への不安  
→ 身体的リハビリ・実生活訓練・相談支援等の強化が必要  
専門職員配置、全県下対象 → 広域・専門的な支援は県の責務
- ⑥<配慮事項等>
- ・ 障害者自立支援法における新施設体系への対応が必要
  - ・ 授産工賃が民間に比べ極めて低い → 民間活力の導入検討
  - ・ 施設は一体となっており、更生部門のみの分割運営は困難
  - ・ 身体障害者更生相談所(専門的相談・指導、補装具給付等の要否判定など実施)との連携が必要

現員14名/定員30名

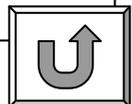


## (6) 九千部学園(知的障害者更生施設)

- 知的障害者の就労移行支援施設(県営)として継続運営
- 将来の指定管理者制度導入も検討



- ①<施設> 軽度の知的障害者対象の就労支援施設として必要  
＜軽度者は年金受給できず就労支援の必要性、高い県民ニーズ、障害者自立支援法の趣旨に合致＞
- ②<規模> 当面、現行の定員規模(70名)を維持  
＜少子化と障害児増加傾向との関係、養護学校高等部新設による動向＞
- ③<代替性> 就労訓練は民間でも受けられる<※就労移行支援システム・ノウハウは必要>  
本人の適性に応じた一貫指導(生活訓練、就労訓練、職場開拓)  
→ 一部民営化は就職率低下の懸念
- ④<受け皿> 民間障害者施設からの引受希望あり<民間施設アンケート調査>  
民間での職場開拓や就労支援はノウハウなく、経営的・人的に困難  
＜軽度の支援費単価が低い>  
今後、民間が就労移行支援事業に参入する期待も  
→ 現段階での民間運営は不確実
- ⑤<県機能> 職場開拓や雇用先との連携の面で県立の看板機能  
→ 将来の指定管理者制度導入も検討
- ⑥<配慮事項等>
  - ・ 障害者自立支援法における新施設体系への対応が必要 → 就労移行支援施設へ

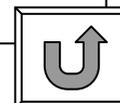


## (7) 春日園(知的障害児施設)

- 平成21年4月を目途にくすのみ園と統合  
⇒ 療育指導者を育成する療育指導技術普及機関(県営)に再編強化
- 入所機能は規模縮小して継続運営 → 研修実践の場
- 障害児施設体系の見直しにあわせた検討も実施

- 
- ①<施設> 療育指導技術普及(研修・研究)機関としての水準維持や研修実践の場  
入所型施設としての必要性<障害児の増加、養護学校等への通学面、児童虐待の増加等>  
県内2施設の必要性<西部に1民間施設(定員30名)、中東部をカバーする施設が必要>
  - ②<規模> 定員は30名(20名減)<一定の入所ニーズ、南部養護学校寄宿舎との関係、民間施設より多い定員>
  - ③<代替性> 入所機能は民間でも十分受けられるサービス内容  
<職員配置、サービスレベル、民間も重度障害児受入>  
在宅支援事業(地域療育等支援)は民間事業者も実施(県委託)
  - ④<受け皿> 民間障害者施設からの引受意向あり<民間アンケート調査>
  - ⑤<県機能> 自閉症等発達障害の早期発見・早期療育、人材育成、広域・専門的支援  
地域での専門的な療育指導体制が未整備  
→ 療育指導技術の普及・人材育成が急務、地域療育指導体制の整備  
くすのみ園も障害児対象の類似事業実施<通園、訪問療育指導など>
  - ⑥<配慮事項等>
    - ・ 自立支援法関連で障害児施設体系も再編の見込み<概ね5年後施行を目途に3年以内に結論>

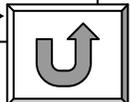
現員33名/定員50名



## (8)くすのみ園(知的障害児通園施設)

- 平成21年4月を目途に春日園と統合  
⇒ 療育指導者を育成する療育指導技術普及機関(県営)に再編強化
- 通園機能は規模縮小して継続運営 → 研修実践の場
- 障害児施設体系の見直しにあわせた検討も実施

- ①<施設> 通園施設:療育指導技術普及(研修・研究)機関としての水準維持や研修実践の場  
通園施設としての必要性<日々通園の療育指導施設、利用希望者多数、代替施設なし>  
県中部地区設置の必要性<民間施設(1)は県北部、全県的な利用希望への対応も必要>
- ②<規模> 定員は20名(10名減)<身近な地域での療育指導の進展、実践の場 → 施設最低定員規模へ>
- ③<代替性> ノウハウ・人材が揃えば民間でも十分受けられるサービス内容  
<現在は人材が不足、全国で県立県営は当施設のみ>  
現在の取組状況からは不確実<全国では民間3割、市町村6割>
- ④<受け皿> 民間障害児施設からの引受意向あり<民間アンケート調査>  
→ 療育指導も含めた自立経営は不明
- ⑤<県機能> 自閉症等発達障害の早期発見・早期療育、人材育成、広域・専門的支援  
地域での専門的な療育指導体制が未整備  
→ 療育指導技術の普及・人材育成が急務、地域療育指導体制の整備  
春日園も障害児対象の類似事業実施<入所施設、在宅児の通園、訪問療育指導など>
- ⑥<配慮事項等>
  - ・ 自立支援法関連で障害児施設体系も再編の見込み<概ね5年後施行を目途に3年以内に結論>



## (9) 佐賀向陽園・伊万里向陽園(養護老人ホーム)

○ 平成21年4月を目途に民間移譲

○ 民間移譲までの間、現受託法人を指定管理者に指定(3年) → サービスの継続

①<施設> 施設としては必要

<県内待機者は減少傾向だが相当数存在、高齢化の進展、在宅での生活困難者>

②<規模> 同程度の定員規模は今後も必要< " >

③<代替性> 民間でも十分受けられるサービス内容<職員配置、サービスレベル、県内半数は民間運営>

④<受け皿> 民間老人福祉施設からの引受意向あり

⑤<県機能> 県として充実すべき業務はない<市町村が入所措置、全国の県立施設は民営化の方向>

⑥<配慮事項等>

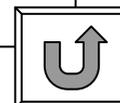
- ・ 利用者と施設職員との信頼関係に配慮する必要<現受託法人職員の処遇>
- ・ 指定管理者制度への対応<数年おきに管理者が変わる可能性、措置費の範囲内で運営>
- ・ 介護保険制度への対応<介護ニーズには介護保険によるサービス提供へ>
- ・ 利用者・家族の理解、移譲条件の検討・移譲先選定手続き等の期間が必要



## (10) 聖華園(児童養護施設)

- みどり園の運営形態等の検討後 → 平成23年4月を目途に民間移譲
- 民間移譲までの間、現受託法人を指定管理者に指定(5年) → サービスの継続

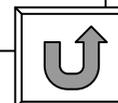
- 
- ①<施設> 施設としては今後も必要<親の養育能力不足、児童虐待増加などニーズは増大傾向>
  - ②<規模> 県内児童養護施設の定員規模は現行規模程度が必要<ニーズ増加と少子化との関係>  
県内配置バランスでの中部地区の状況、高校進学時の通学等にも配慮する必要  
<県内最大の定員規模、民間施設への定員配分の可能性>
  - ③<代替性> 民間でも十分受けられるサービス内容<職員配置、サービスレベル、県内全て民間運営>
  - ④<受け皿> 民間施設の引受意向は、一括(定員70名)引受では不透明  
児童の養護にある程度ノウハウを有する法人が望ましい  
民間施設への定員配分も選択肢の一つ<小規模グループケアにより収容能力に余裕>  
みどり園(乳児院)との併設も大きな選択肢の一つ<みどり園の検討に3年>
  - ⑤<県機能> 県として充実すべき機能はない<民間に十分なノウハウ>
  - ⑥<配慮事項等>
    - ・ 入所児童と施設職員との愛着形成に配慮する必要<現受託法人職員の処遇>
    - ・ 指定管理者制度への対応<数年おきに管理者が変わる可能性、措置費の範囲内で運営>
    - ・ 民間の意向把握、移譲条件の検討・移譲先選定手続き等の期間が必要



## (11) 佐賀婦人寮(婦人保護施設)

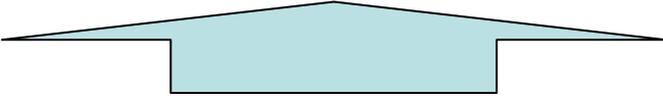
- 民間運営の条件整備等(引受意向の確認、施設整備等)を検討後  
⇒ 平成23年4月を目途に民間移譲
- 民間移譲までの間、現受託法人を指定管理者に指定(5年) → サービスの継続

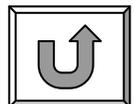
- ①<施設> 県内唯一の施設であり今後も必要  
＜保護・自立支援の代替施設なし、DV被害者増、自立支援を充実＞
- ②<規模> 現行定員規模を維持＜売防法減少とDV増加との関係＞ ⇒ 婦人相談所の相談状況を見て今後も検討
- ③<代替性> 居住支援は民間でも十分受けられるサービス内容＜職員配置、サービスレベル等＞、  
自立支援の民間運営は不確実
- ④<受け皿> 民間施設からの引受意向あり＜同種施設の運営実績なし＞  
経営面では不安定＜保護入所と自立支援で利用者数が変動＞
- ⑤<県機能> DV被害者等への民間との協働による自立支援＜民間取組を支援＞
- ⑥<配慮事項等>
  - ・ 利用者と施設職員との信頼関係に配慮する必要＜現受託法人職員の処遇＞
  - ・ 指定管理者制度への対応＜数年おきに管理者が変わる可能性、措置費の範囲内で運営＞
  - ・ 施設老朽化、敷地も狭隘 → 移転改築等を検討すべき時期  
＜施設整備、設置場所等の検討が必要＞
  - ・ 民間の意向把握、移譲条件の検討・移譲先選定手続等の期間が必要



## (12) 九千部寮・金立寮(知的障害者通勤寮)

- 障害者自立支援法の後継施設類型を検討後 ⇒ 平成21年4月を目途に民間移譲
- 民間移譲までの間、現受託法人を指定管理者に指定(3年) → サービスの継続

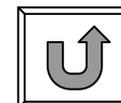
- 
- ①<施設> 施設機能は必要<就労支援は充実方向>  
通勤寮では存続できない<自立支援法施設体系>
  - ②<規模> 定員規模について検討が必要<後継施設類型の詳細が不明確>
  - ③<代替性> 居住支援は民間でも十分受けられるサービス内容  
<職員配置、サービスレベル、全国的で民間の設置運営は75%>
  - ④<受け皿> 民間障害者施設からの引受意向あり  
軽度者の支援費単価は低く経営は厳しいが、支援費の範囲内で運営<新単価が不明>
  - ⑤<県機能> 県で実施すべき業務はない<全国的にも民間運営が大半>
  - ⑥<配慮事項等>
    - ・ 障害者自立支援法における新施設体系への対応<新体系では通勤寮の位置付けなし>
    - ・ 利用者と施設職員との信頼関係に配慮する必要<現受託法人職員の処遇>
    - ・ 指定管理者制度への対応<数年おきに管理者が変わる可能性、支援費の範囲内で運営>
    - ・ 後継施設類型の検討、移譲条件の検討・移譲先選定手続き等の期間が必要



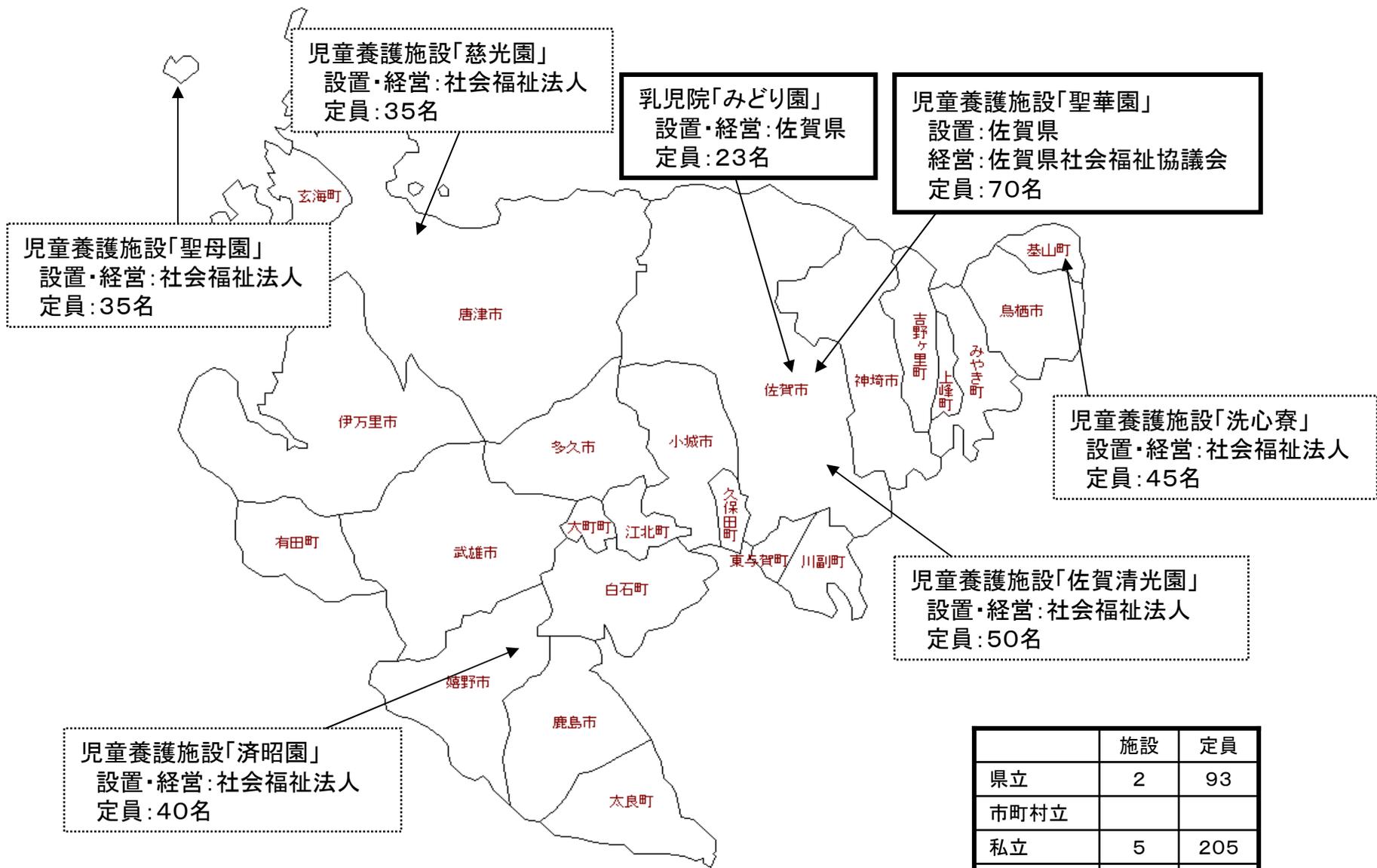
# 県立福祉施設一覽 (検討対象:直営8 委託6)

施設種別		運営	施設名	設置年	改築年	所在地	定員	入所者 (H16平均)
保護施設	救護施設	県営	日の隈寮	S38	—	神崎市	70	67
老人福祉施設	軽費老人ホーム	県営	いずみ荘	S38	—	嬉野市	70	40
	養護老人ホーム	委託	佐賀向陽園	S21	S60	佐賀市	80	80
		委託	伊万里向陽園	S23	S63	伊万里市	100	100
児童福祉施設	乳児院	県営	みどり園	S22	S39	佐賀市	23	17
	児童養護施設	委託	聖華園	S24	S48	佐賀市	70	64
	知的障害児施設	県営	春日園	S28	H5	佐賀市	50	36
	知的障害児通園施設	県営	くすのみ園	S58	—	佐賀市	30	30
婦人保護施設		委託	佐賀婦人寮	S33	—	佐賀市	20	15
身体障害者援護施設		県営	希望の家	S48	—	みやき町	更生30 療護60 授産40	更生10 療護59 授産31
知的障害者援護施設		県営	九千部学園	S37	H8	鳥栖市	更生70	更生68
		県営	佐賀コロニー	S46	—	佐賀市	更生200 授産120	更生194 授産110
		委託	九千部寮	S44	H11	鳥栖市	30	27
		委託	金立寮	S51	—	佐賀市	20	19

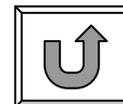
## 救護施設の位置図



# 乳児院、児童養護施設の位置図



	施設	定員
県立	2	93
市町村立		
私立	5	205
計	7	298



## 知的障害児施設、知的障害児通園施設の位置図

